

第 9 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成24年12月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成24年12月14日（金曜日）

午前10時00分開議

午前11時58分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（16人）

委員長 中村博生
 副委員長 守田憲史
 委員 西岡勝成
 委員 鬼海洋一
 委員 早川英明
 委員 岩中伸司
 委員 城下広作
 委員 吉永和世
 委員 森浩二
 委員 早田順一
 委員 山口ゆたか
 委員 高野洋介
 委員 高木健次
 委員 東充美
 委員 磯田毅
 委員 橋口海平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷崎淳一
 環境局長 山本理
 政策調整審議員兼
 環境政策課課長補佐 久保隆生
 環境局環境立県推進課長 福田充
 環境保全課長 清田明伸
 自然保護課長 小宮康
 首席審議員兼
 廃棄物対策課長 加久伸治
 公共関与推進課長 中島克彦
 企画振興部
 交通政策・情報局審議員兼
 交通政策課課長補佐 小原信
 商工観光労働部
 新産業振興局長 高口義幸
 新産業振興局産業支援課長 奥蘭惣幸
 エネルギー政策課長 山下慶一郎
 農林水産部
 生産局長 渡辺弘道
 水産局長 鎌賀泰文
 政策調整審議員兼
 農林水産政策課課長補佐 白石伸一
 生産局農業技術課長 松尾栄喜
 園芸課長 野口法子
 首席審議員兼畜産課長 平山忠一
 農村振興局農地整備課長 大石二郎
 森林局
 首席審議員兼森林整備課長 河合正宏
 林業振興課長 岡部清志
 森林保全課長 本田良三
 水産局水産振興課長 平岡政宏
 漁港漁場整備課長 平尾昭人
 水産研究センター所長 梅崎祐二
 土木部
 総括審議員兼河川港湾局長 上谷昌史
 土木技術管理課長 西田浩

道路都市局審議員兼
 道路整備課課長補佐 松 永 清 文
 審議員兼
 都市計画課課長補佐 益 田 秀 敬
 審議員兼
 都市計画課景観公園室長 坂 井 秀 一
 下水環境課長 軸 丸 英 顕
 河川港湾局河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 松 永 信 弘
 建築住宅局建築課長 坂 口 秀 二
 審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 吉 川 誠 一
 教育委員会事務局
 義務教育課長 緒 方 明 治
 企業局
 次長兼総務経営課長 古 里 政 信
 審議員兼総務経営課
 荒瀬ダム撤去準備室長 平 田 智 昭
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 飯 田 繁

事務局職員出席者
 政務調査課主幹 福 田 聖 哉
 議事課主幹 浦 田 光 典

午前10時00分開議

○中村博生委員長 皆さんおはようございます。ただいまから、第9回環境対策特別委員会を開催いたします。

では、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2番目に、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3番目の地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。そして、説明者は着座のままにて説明をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

それでは、最初の議題であります産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件につきまして、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 失礼いたします。公共関与推進課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

1の目的は省略をさせていただき、大きな2番目の最近の取り組み状況につきまして、前回委員会で御報告した以降の取り組みを御説明申し上げます。

まず、(1)の住民説明会等の開催状況でございますが、11月に、南関町、和水町の各議会全員協議会におきまして、入札結果及び施設の概要、今後の作業工程等を説明し、御理解をいただいております。

(2)の詳細設計及び本体工事関係ですが、10月に落札者を決定いたしました。落札の概要は、右の表に記載のとおり、落札者は鹿島建設と玉名管内の池田建設、興亜建設、岩下建設による4社の共同企業体で、落札金額は約52億円となっております。今後、詳細設計を経て、来年夏ごろの着工、平成27年秋ごろの供用開始を目指しております。

次のページをお願いいたします。

大きな3番目の地域振興策の検討状況でございますが、昨日の本会議において知事及び部長が答弁いたしましたように、処分場は一般的には迷惑施設とされ、立地する地域の皆様は、安全性への御懸念や地域イメージが損なわれるのではないかなどの御心配をお持ちです。県内どこかに設置しなければならない施設であることは十分に理解していただきな

がらも、なぜここのかとの思いの中で苦悩されながらも、昨年苦渋の決断をいただきました。

処分場が完成の後、県全体の負担をこの地域だけに強いるのではなく、県として、また県民全体として、この負担をともに担っていくことが必要であると考えております。

このような考えのもと、住民の皆様が地域に誇りを持っていただけるよう、処分場を中心とした地域振興に努めてまいりたいと考えており、現在、3つの視点からの取り組みを検討しております。

まず、1点目は、施設の高度な安全性の確保として、地下水汚染や悪臭の発生などの施設の安全面に対する地域の御懸念にお応えするため、クローズド無放流型の施設構造とし、全国のモデルとなるような安全な施設整備に取り組んでまいります。また、あわせて、環境教育の場、地域コミュニティーや災害時の一時避難場所などとして処分場が地域に役立つ施設となるよう取り組んでまいります。

2点目といたしまして、廃棄物運搬車両による交通量の増加等に対する御不安を解消できるよう、処分場周辺の道路整備により歩行者の安全確保を、3点目として、処分場立地に伴い地域のイメージが損なわれることのないよう、住民の皆様様の御要望でもある公民館の改修やレクリエーション広場の整備など、地域の魅力向上につながるような事業に取り組んでまいります。

以上のような方向で地元要望を踏まえまして、現地確認や協議を行い、現在整理を進めているところでございます。

次に、4の今後の取り組みでございますが、落札により建設費及び維持管理費が大枠で決定いたしましたので、現在、県の財政支援のあり方を含めて、収支計画の策定作業並びに協議を行っているところでございます。また、今後、地域振興策について、地元合意

をいただいた上で、地元との環境保全協定書を年度内に締結したいと考えており、今後とも誠意を持って丁寧に取り組んでまいります。

次のページでございますが、最後に、参考といたしまして、カラー資料で落札業者からの提案のありました施設のイメージ図を添付いたしております。業者からは、こちらが要求した水準以上のさまざまな安全対策や環境教育施設等の各種の提案が行われており、現在、詳細設計の真っ最中でございます。

説明は以上です。

○中村博生委員長 次に、2番目であります有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件につきまして、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。着座にて失礼いたします。

それでは、説明資料の6ページをお願いいたします。

6ページ、7ページに、有明海・八代海再生特別委員会からいただきました御提言に関する県の取り組み状況につきましての一覧を載せてございます。

本日は、6ページ、7ページで黒丸をつけております主要な4項目につきまして、各担当課から御報告させていただきます。

それでは、引き続き、環境立県推進課から御報告いたします。

説明資料23ページをお願いいたします。

23ページ、御提言内容は海砂利採取の縮小でございます。

この御提言に沿いまして、施策概要欄の2段目に記載しておりますが、平成20年1月に熊本県海砂利採取削減計画を策定いたしました。段階的な削減を図ってまいりました。

下の2の24年度の取り組み欄(1)に記載し

ておりますが、本年度の取り組みは来年度以降の次期計画を策定することでございます。

本日は、関係部局で検討を進めております平成25年度以降の海砂利採取削減計画の方向性につきまして、検討状況を御報告いたします。

お手数ですが、別途お配りしておりますA4横のホチキスどめしております2枚紙、左の上に「別紙」と記載しております資料をお願いいたします。

まず、1番の経緯の欄をごらんください。現在の海砂利採取削減計画を策定するに至った経緯から御説明申し上げます。

平成12年度に、有明海、八代海において赤潮による甚大な漁業被害の発生を受けました。県議会とともに、国へ要望を行いました結果、平成14年11月に、有明海、八代海再生のための特別措置法が制定されました。

特措法は、海域環境の保全、改善と水産資源の回復による漁業振興を目的としております。海砂利採取に関しましては、特措法を受けまして、関係6省が定めました国の基本方針におきまして、海砂利採取に当たっては最小限の採取量とするよう努めることとされております。

県議会におかれましては、平成15年度に、有明海・八代海再生特別委員会を設置いただき、現地調査の実施や小委員会の設置など、有明海、八代海の再生の取り組みを御議論いただきまして、平成16年2月には、海砂利採取の縮小に取り組むべき旨の御提言をいただきました。

この提言を受けて、海砂利採取業界においても、平成17年度から3年間、採取量を対前年比5%削減する自主規制に取り組むこととされました。

しかし、平成17年度、過去の違法採取が発覚したため、県としての対応を明確化するために検討を行い、平成19年3月に、海砂利採取を縮小するとの今後の対応方針を定め、平

成20年1月に、この対応方針に沿って現在の海砂利採取削減計画を策定いたしました。

以上がこれまでの経緯でございます。

次に、2、熊本県海砂利採取削減計画の概要をごらんください。

現在の計画は、平成19年度の海砂利採取の許認可量を基準といたしまして、表の左から、航路しゅんせつ、作濘、覆砂に必要な海砂利の量を削減の対象から外し、右側のその他の部分、これは覆砂や骨材など用途を問わない部分でございますけれども、ここを5%ずつ削減する計画としております。これによりまして、有明海、八代海におきます採取限量を平成20年度の20万5,000立米から平成24年度は18万7,000立米へと削減する計画でございます。

次のページをお願いいたします。

現在の計画の実施状況につきまして、検証の主要ポイントを御説明します。

まず、計画で定めました採取限量と実際の採取量の実績についてです。

下から2段目の有明海の欄をごらんください。

有明海におきましては、平成20年度の採取量が約43万立米となっておりますが、これは平成21年度に発覚いたしました許認可量を上回る違法採取によるものでございます。これによりまして、平成20年度の一番上の欄、採取限量20万5,000立米に対しまして、有明海と八代海を合わせた全体の採取量は約48万7,000立米と、計画の限量を大幅に上回りました。

この違法採取に対しましては、違反業者の登録取り消し処分を行いますとともに、平成22年度以降の採取限量から超過採取分を差し引いて調整をいたしました。これによりまして、平成22年度と23年度は採取量ゼロとなりまして、登録取り消し処分が終了した本年度は、調整後の採取限量の枠内で採取されております。

次に、一番下の八代海の欄をごらんください。

八代海におきましては、平成20年度から22年度は約5万立米程度でございましたが、平成23年度、24年度の報告によりますと採取量は減少しております。しかしながら、この資料には、量が確定しておりませんため、含めておりませんが、先月末に八代海において違法採取が摘発されました。約7万9,000立米の超過採取があったと報道されております。この計画期間内に2度の違法採取が発生いたしました。

一番右の合計の欄でございますが、八代海の採取量がまだ確定しておりませんけれども、5年間の総採取量は、計画の総採取限度量97万8,000立米に対しまして、現時点で80万7,000立米弱となっております。

以上が海砂利の採取実績でございます。

次に、特例といたしまして、削減の対象外といたして3万2,500立米の枠を設けておりました覆砂事業の実績について御説明します。

5年間の実績でございますが、左から2番目の総覆砂量の欄をごらんください。

平成20年度、21年度は、覆砂は4万立米前後でございましたが、アサリ漁獲量が激減したことを受けて、22年度以降は20万立米前後と大きく増加しております。

覆砂に使用した砂の内訳ですが、まず、有明海の欄をごらんください。

有明海では、購入砂の県内産の欄、これが民間事業者が採取します海砂利を使用するものでございます。平成20年度、21年度は、約2万5,000立米、計画で設定しておりました覆砂枠3万2,500立米の範囲でおさまっておりました。しかし、平成22年度以降は、平成20年度の違法採取により県内産海砂利の採取ができなかったことから、一つ右の欄でございますけれども、県外産の海砂利を購入して覆砂事業を実施しております。その量は7万

立米を超える量となっております。

なお、その2つ右の欄に県・市町営作濇土砂の活用という欄がございます。作濇やしゅんせつにより発生する良質な砂を優先活用するという議会の御提言に基づきまして、作濇土砂を活用しているものでございます。その量は平成24年度には約10万立米となっております。

次に、右の八代海の欄をごらんください。

八代海では、2列目の荒瀬ダムに堆積していた砂、その右の欄の県営作濇事業の砂を有効活用いたしております。また、その右の欄、民間採取事業者が行う航路しゅんせつ、作濇により発生する土砂、これも使用しております。なお、八代海におきましても、一番左の欄ですが、平成23年度は県外産の購入砂も使用しております。

以上が覆砂事業の実績でございます。

骨材の需給見通しでございます。

次のページ以降で、この後産業支援課から御説明申し上げますけれども、ポイントといたしましては、現在骨材生産業者の供給能力には余力があるという調査結果となっております。

最後に、これまで申しあげました平成12年の有明海、八代海の異変、特措法の目的、採取縮小という議会の御提言、さらには現計画の検証などを踏まえまして、現時点におきまして検討しております次期計画の方向性について御説明申し上げます。

4の次期計画の方向性をごらんください。

基本理念といたしましては、有八特措法の目的と議会の御提言を踏まえまして、有明海と八代海の海域環境と水産資源を守り抜くことを中心に据えた計画とすることを考えております。その趣旨にのっとり考えますと、議会からの御提言に従って、海砂利採取の削減の方向性を維持する必要があると考えております。

具体的には、次の5年間におきましても有

明海、八代海の採取限量を一定割合で段階的に削減することを検討しております。

次のポイントといたしましては、有八特措法の目的でございます海域環境の保全、水産資源の回復による漁業の振興、この2つの目的を両立させるためには、海砂利の採取目的を漁業振興目的に限定することを検討しております。

具体的には、覆砂、航路しゅんせつ、作濬のための海砂利採取に限り認めることといたして、水産資源の回復にはつながらないことから、骨材などその他の目的での採取は認めない方向で考えております。

さらに、この削減計画を実効性のあるものとするためには、この計画のルールに従って適切な海砂利採取が行われることが不可欠でございます。議会提言でも御指摘いただきましたが、監視体制を徹底するための方策を検討してまいります。

次の海砂利採取削減計画の現在の検討状況の報告は、以上でございます。

○奥菌産業支援課長 産業支援課でございます。

関連して、先ほどの骨材需給実態等調査の概要につきまして、別紙の2枚目、A4縦の資料で説明させていただきます。

今回は、平成18年度から22年度までの5カ年の推移を分析しております。

まず、骨材用の細骨材、砂のことでございますが、用途としては、生コンの材料になる骨材と埋め立てなどに使われる工事用の2つの用途がございます。

まず、骨材用の砂でございますけれども、供給量につきましては、表を見ていただきたいんですけども、平成19年の大体150万立米をピークに減少しております。22年度には100万立米ほどになっております。供給源といたしましては、海と陸がほぼ半々の状況で推移しております。

また、下の表は需要のほうでございますけれども、主に生コン用に使われております。減少の要因といたしましては、新幹線の工事が終了したこと、あるいはリーマンショック後の民需が減になっていることが影響して下がっていると思われま。

続きまして、2番目の工事用の砂の推移でございます。

大体50万から60万立米の値で推移しておりますが、これは予算の関係か、年度間でばらつきがございます。海と陸との構成比でございますが、大体6対4と、陸が6、海が4の割合でございます。

22年度につきまして、県内産の海砂利が県外産に置きかわっておりますが、これは先ほどお話があった違法採取の取り締まりによるものでございます。

続きまして、下の需要のほうでございます。

これは多種多様な公共事業で使われておるところでございます。これにつきましても、先ほどお話がありましたように、覆砂事業が最近ふえておるという傾向にございます。

裏面をお願いいたします。

県外からの砂の購入、販売の状況でございます。

海砂利につきましては、長崎県、佐賀県から、大体60から70万立米ぐらいの購入をいたしているところがございます。需要量が落ちておりましたので、減少傾向にございましたが、22年度は県内海砂利の代替ということで増加をしているところがございます。

一方、山砂のほうでございますけれども、県北地域が産地でございます。福岡県のほうに出しております。合わせますと、大体年間35万立米ほどでございます。

続きまして、4番の海砂利の代替材及び代替した場合の影響でございます。

22年度以降の海砂利の供給が減少した際には、県外の手砂利に代替しておりますので、

この傾向が今後も続くと思われま。また、県外からの海砂利の購入ができなくなった場合、供給実績あるいは資源量から砕き砂とか洗浄砂が有力であり、量的には十分賄えるものと見込んでおるところでございます。

次に、コストの面でございますけれども、一般的に砂利は非常に重とうございまして、輸送コストのウェイトが大きくなります。遠距離になりますほど価格が上昇してまいります。また、海上から陸上への荷揚げコストがコストアップの要因になりますので、例えば覆砂事業などで海に使う用途の場合は、海砂がなくなりますとちょっとその影響が懸念されるところでございます。

ただ、現在は、県外産の海砂と県内産の海砂の極端な価格差はございませんで、県内産の海砂のシェアも低いため、当面、コストの面では大きな混乱は出ないというふうにご考えているところでございます。

簡単でございますが、骨材の概要につきましては以上でございます。

引き続きまして、本資料の24ページをお願いいたします。

法令の遵守、指導でございます。

中段下の取り組み状況等のところの、まず1、再発防止策についてでございます。

これまで、歩どまり調査であるとか、水深調査、立入調査及び漁業監視船による監視など、違法採取の取り締まりに努めてまいりましたけれども、大変遺憾なことがございますけれども、先ほど環境のほうから話がありましたように違法採取が出てまいりました。

(4)のところに記載しております。

11月28日に、八代海の海砂利業者が、砂利採取法違反容疑で海上保安庁から書類送検をされております。容疑内容につきましては、約7万6,000立米の超過採取及び3,000立米の無認可採取でございます。

県では、11月30日に、同社の事情聴取を行いまして、同日付で現許認可の廃止届を受理

したところでございます。また、同社に対しまして行政処分につきましては、刑事処分の確定後に実施する予定でございます。

なお、(2)の平成24年度の許認可でございますけれども、現在、有明海で3万立米でございます。これは特別監視のもとに採取を管理しているところでございます。また、八代海で6万8,399立米でございます。このうち2万805立米につきましては、先ほど廃止届を受理したところでございます。

また、(3)でございます。

違法採取者の過料及び不当利得返還金につきましては、分納計画を今年度に限り承認しており、8月から分納計画に基づいた納付が行われております。次年度以降につきましては、過料等の納付実績や再発防止策の履行状況を見きわめて判断をしていく予定でございます。

以上でございます。

○平岡水産振興課長 水産振興課の平岡でございます。座って御説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

持続的養殖漁業の推進としての海域特性等に対応した適切なノリ養殖管理の推進という施策でございます。

1の施策の概要等の①の提言の実現に向けた取り組み概要ですが、生産者に対して、県漁連や各漁協を通じて、漁場環境やノリの生産状況の情報を提供するとともに、高水温傾向や病害の多発など、近年の状況の変化に適切できるような適切な養殖管理の指導を行うものでございます。

②の課題といたしましては、高水温傾向などの漁場環境の変化に適切するため、養殖スケジュールや管理手法を見直す必要があるということでございます。

2の平成24年度の取り組みの①の取り組み予定ですが、昨年の漁期におきまして、高水

温や降水量の影響で漁期の前半の秋芽網の生産が不調になった反省を生かしまして、適水温期、これは水温23度C未満が適水温期になりますが、適水温期での採苗等をさらに指導していくとともに、(2)ですが、価格が低迷する中で、燃油価格の上昇などの生産コストの増大が漁家経営を圧迫していることから、ノリの単価の上昇やコスト削減の両面から利益向上につながるような養殖手法の改善を指導していくこととしております。

②の取り組み状況ですが、高水温環境下での養殖スケジュールの見直しについて、環境変化の状況や消費動向、経営面、労力の視点も踏まえまして、必要性や有効性について、組合長会議等で粘り強く啓発を行ってききました結果、十分に水温が下がるまで種つけ時期をおくらせるという、そういった漁協が見られ始めてきております。

また、生産量の確保や品質向上を図るため、県漁連等の関係機関と連携し、栄養塩量、プランクトンの発生や病害等の情報を随時養殖業者に提供し、適切な養殖管理について指導を行っているところでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

諫早湾干拓事業に係る中長期開門調査の実施についてでございます。

1の施策の概要等につきましては、既に、6月、それから9月議会において御説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

2の平成24年度の取り組みの②の取り組み状況等ですが、平成23年10月に国が公表した準備書に対し、関係市町や学識者の意見も聞きながら、5月11日付で、ア)からウ)に示した知事意見を提出しております。

平成24年8月21日に、九州農政局から環境影響評価書が公表され、これはおおむね知事意見に対応した内容となっておりますけれども、ウ)の開門調査による被害発生の際の

補償に関しては明記されておられませんでした。

その後、平成24年11月4日に、農林水産省から長崎県に対して、開門調査を平成25年12月に実施する旨の工程表が提示されましたが、同日、本県への概要説明があった際に、開門により本県水産業に被害を与えるなどの事態が発生し、因果関係が明らかになった場合、国の責任において補償を行うとの回答がありました。

今後、必要に応じまして、国と協議を進めたいと考えております。

また、開門時期がノリ養殖の盛期に当たるため、早期の開門を実施するよう要望を行っているところでございます。

さらに、今年11月22日に、九州農政局は、農林水産大臣から提出された意見に基づき環境影響評価書の補正を行った上、公告し、同日から1カ月間の縦覧を経て手続が完了します。なお、今後は、平成25年12月までに開門調査が行われる予定となっております。

水産振興課は以上でございます。

○中村博生委員長 次に、3番目の議題であります地球温暖化対策に関する件につきまして、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

44ページをお願いいたします。

21年3月にいただきました環境対策特別委員会の御提言に関する県の取り組みでございます。

本日は、この取り組みのうちアンダーラインを引いております4項目につきまして、担当課から説明させていただきます。

まず、引き続き、環境立県推進課から御説明します。

45ページをお願いいたします。

事業活動における取り組みの推進についてでございます。

1の提言の概要、2の平成24年度の取り組みのうち、①の取り組み予定につきましては変更ございませんので、説明は省略させていただきます。

ほかの報告事項につきましても、同様に説明させていただきます。

47ページをお願いいたします。太字で記載しておりますのが、今回御報告する事項でございます。

(イ)事業者への情報提供、支援といたしまして、この冬、国及び九州電力から要請がっております節電の取り組み促進を図るために、県ホームページ、ラジオ、テレビなどを通じて呼びかけを行っているところでございます。

なお、この冬の九州管内の節電要請は、数値目標は設定されておきませんが、生活などに支障のない範囲での節電要請となっております。九州電力の需給見通しでは、一昨年冬に比べて4.5%程度の節電が定着するということを前提としておりますので、昨年冬と同程度の節電をお願いしているところでございます。

(a)に書いております熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の会員、322団体でございますが、節電の呼びかけを実施しますとともに、12月21日には、その会議を開催する予定としております。

(c)のエコアクション21導入セミナーでございます。

エコアクション21といいますのは、事業所の環境活動を認証する仕組みでございます。ISO14000シリーズと比べて項目が簡略化されるなど、非常に取り組みやすいものとなっております。

県としても、普及を図るために、5回にわたる事業者向けのセミナーを10月から開始したところでございます。

(d)のくまもとライトダウン+(プラス)でございます。

これは、節電を考えるきっかけとしていただきますよう夏と冬に実施しておりますが、この冬は、1月から2月にかけて、昨年より1回ふやしまして、4回実施する予定としております。

事業活動における取り組みの推進については以上でございます。

○小原交通政策課審議員 交通政策課でございます。

50ページをお願いします。

公共交通機関の利用促進に係る提言についてでございます。

(1)ノーマイカー通勤運動の強化等について御説明いたします。

(ア)公共交通機関利用促進のためのモビリティーマネジメントの推進につきまして、(b)でございますが、自家用車から公共交通機関を利用した通勤への転換を図るエコ通勤実証実験をJR光の森駅―セミコンテクノパーク間において実施予定です。

(エ)電気自動車等の普及促進につきまして、(a)でございますが、普通充電器の設置について、一般からの公募や、地域振興局からの推薦等を受け、設置候補地18カ所を選定し、10月から設置工事に着手し、現在完了検査を行っているところです。また、(b)でございますが、急速充電器については、設置候補地2カ所を選定し、11月に設計委託を行っております。

(3)乗り継ぎの円滑化について御説明します。

(ア)利用促進に向けた取り組みでございます。

51ページをお願いします。

(b)周知・広報としまして、10月13日に、熊本電鉄北熊本駅で開催されました電車ふれあいまつりなどで広報活動を実施しますと

もに、10月15日には県政広報ラジオ番組での広報を実施しております。また、11月から12月にかけて、従業員500人以上の13事業所への利用促進の働きかけ、従業員に対するアンケートの依頼、パーク・アンド・ライド駐車場を運用中の駐車場事業者への改善の働きかけ等を行ったところでございます。

(イ)普及促進に向けた取り組み、パーク・アンド・ライドの実施箇所の拡大でございませぬ。

(a) JR宇土駅駐車場では整備が完了し、10月から30台での運用が開始されております。

(b)パーク・アンド・ライド駐車場の状況でございませぬが、11月末の時点で、契約台数334台、稼働率61%となっております。

(ウ) JR豊肥本線を活用した空港ライナーの試験運行についてですが、4月から11月までの利用者数は、延べ3万2,896人となっております。

以上でございませぬ。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございませぬ。

53ページをお願いいたします。

家庭における取り組みの強化についてでございませぬ。

(c)でございませぬけれども、事業所ぐるみの家庭の省エネコンテストを現在実施しております。

これは、スマートメーターによりまして電力消費量を見える化したしまして、それぞれの家庭で節電につながる取り組みを工夫して実践していただくもので、今年度新たに始めたものでございませぬ。このコンテストで優秀な取り組みを表彰いたしますとともに、この実践例を県民の皆様に紹介していくことで、さらなる節電の意識啓発を図ってまいります。

(f)でございませぬけれども、6段目に書い

ております県主催の総ぐるみくまもと環境フェアを10月にグランメッセ熊本で開催いたしました。ことしは、エコライフ&プロダクツ展・EVフェスティバル九州と同時開催いたしまして、2日間で昨年より約2,000人多い約1万人の方に御来場いただきました。

このほか、節電要請期間の初日でございました12月3日には、国や九州電力と共同いたしまして、冬の節電街頭キャンペーンを実施し、啓発チラシの配布などを行ったところでございませぬ。

この冬におきましても、具体的節電、省エネの実践に向けた広報啓発を行いまして、環境に優しいライフスタイル、ビジネススタイルの定着を図っていきたくと考えております。

説明は以上でございませぬ。

○中村博生委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑を行いたくと思ひます。質疑ありませんかー一ないですか。

なければ、次の有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行います。質疑はありますか。

○鬼海洋一委員 これまでの経過に基づいて新たな方針を決める段階に来ているわけですが、今後、この計画を策定する上での基本的な視点というか、それについて今御報告をいただきました。ずっと5%ずつ削減をしまひりまして、特に骨材等については、今後、その採取を認めないような状況の方向でやると。その方向については、私もかかわってきた一人として、内部的な恐らく調整もあつたんだろうというふうに思ひますけれども、その努力を多として、その方向でぜひ取りまとめをいただきたいというふうに思ひ

おります。

1つは、ちょっと御報告もありましたが、ちょっとお尋ねしたいのが1つあります。

それは、八代の今回の違法採取の件ですが、前回の天祐海運についても、相当我々も議論をいたしまして、余りの多さに驚きながら、その後の対応、そしてまた、今回の今年度の新たな採取の許可、こういうものについても、相当な異議を唱えながらも、例えばカメラをつけて採取の状況を点検するだとかいう善後措置も含めての取り組みが開始されたわけでありましたが、今回、このニュースを見て、もう啞然としたわけです。

それで、何が問題なのか。繰り返しあれだけ議論して、相当議会としてもかなり厳しい指摘等もやりながら今日に至っているわけですが、今回、また新たにこういう事例が発生したということについて、その辺をどういうぐあいに判断されているのか、あるいはその問題点というか、どういうぐあいに把握されているのか。まず、この点をお尋ねしておきたいと思います。

○奥菌産業支援課長 これまでの再発防止策で違法採取が発見できなかったということにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

基本的には、なぜ根源的に防止できなかったという点につきましては、業者あるいは組合が、法律や県の削減計画を遵守するという意識に希薄さがあったというふうに思っております。

今回の手口も、いわゆる二重帳簿をつくっております。いわゆる我々が調査をする裏をつくっていてごまかしていたということでございまして、かなり悪質というふうに思っております。

県といたしましては、違法採取の具体的な手法等、これから検証してまいろうかと思っております。

これまでも、水深調査であるとか、歩どまり調査とかやっております。その有効性といえましょうか、何ゆえに見抜けなかったとかいうことも真摯に反省をして、改めまして調査方法の妥当性を検証いたしまして、より効率的な調査方法というものを構築してまいりたいというふうに思っております。

業者につきましては、違反がわかりました翌々日でございますが、30日に事情聴取しております。何ゆえに違反をしたかということについても問いただしたわけですが、いけれども、いわゆる彼らの言い分といたしましては、非常に経営が苦しくてやってしまったというようなことを陳述しておりました。ただ、それは本当に言いわけにならないことだというふうに認識をしております。

また、業界、今海砂利を掘っておる業者につきましては、4業者でございますけれども、全て集めまして、12月7日に、組合としての考えというところでお話を聞いております。

その際には、この不祥事に対しまして、まことに遺憾であるというような趣旨の通知を出しております。現在、組合としての今後の考え方、あるいは再発防止策につきましては、今月の25日までに持つてくるようにということで指導をしております。

あわせて、まさに業界ぐるみじゃないかというような御批判があるかと思っております。その辺につきましては、本当にどうなのかという事情聴取をいたしております。これ以上はないというようなことを断言しております。

そういうことですので、改めて、またこの件につきましては、手口等を精査した上で調査に入ろうというふうに思っておりますけれども、その時点で全ての資料、全てのものを開示して調査に協力するという

ことにつきまして、業界の全てが納得をして、見せますということをおっしゃるという状況でございます。

繰り返しになりますが、極めて違法採取を防止できなかった点、深く反省しておりますけれども、改めて、今後の採取をする彼らにつきまして、県と一緒にしまして、新たな再出発と申しましょうか、新しい再発防止策、また構築いたしまして、臨みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 今の状況については、非常に今問題だという認識のもとで、さらに内容を分析しながら次の取り組みを進められているということについては、私たちとしても、もっと厳しくやってほしいという思いがあります。

特に、これまでの天祐海運の2度にわたる、しかも、前回恐らく多くの議員の方々もびっくりされたというふうに思うんですけども、あれほど大量の不法採取が行われていたという事実。もう深刻に問題点の認識をしながら今日に至って、余りにもそこにスポットが当たったところが全く予期しないところで出てくるという。じゃあ、これはどういう検討、対応をされているんだろうかという、そういうふうに疑問を持つというのは、私一人ではないというふうに思うんですね。

それで、今の奥菌課長の取り組みへの状況だというふうに思うんですが、そこで、今回報告されております8月からの分納計画に基づいた納付、それから今後の状況を判断するというふうに書かれてありますけれども、その違法採取に基づくこの納付と同時に、何らかの処罰といいますかね、そういうものについては考えておられるんでしょうか。今後の業者との今の段階でのかかわりの中で、この計画そのものが履行されるというふうに判断をされているんでしょうか。

○奥菌産業支援課長 それは、これまでの違反業者についてでございますか。

○鬼海洋一委員 そうです。

○林河川課長 河川課でございます。

天祐海運につきましては、8月8日に許認可をしております。9月7日から本格的に採取が行われておりまして、今年度分につきましては10月7日に採取が完了しております。採取量は約3万立米ということになっております。

再発防止策につきましては、県に提出いたします各種の報告書、それから着手前、工事中、着手後、もろもろの報告についても適切に履行されております。また、その間、県のほうにおきましても、監視カメラ、それから抜き打ちの乗船調査、こういったものを実施しておりまして、適切に履行されているということを確認しております。

それから、過料、不当利得返還金につきましても、分納計画どおり現在のところ納付されているという状況でございます。

天祐海運については、以上のような状況でございます。

○鬼海洋一委員 それでは、第一産業の処分の今後の確定の見通しについては、どうでしょうか。

○奥菌産業支援課長 砂利採取法では、刑事罰というのが確定いたしませんと処分が下せないということになります。したがって、今立件されておりますので、その確定後に――砂利採取法及び河川課のほうの不当利得の関係も同じだと思いますけれども、執行をする予定でございます。大体3カ月から4カ月ぐらい、前回の状況を見ますと、それぐらいだと思いますけれども、そこはきっちり

とさせていただきますつもりでございます。

○鬼海洋一委員 とにかくこういう問題が出てくると、せっかく5%削減の中でやってきている実績、これからの方向づけをしながら、次なる課題を我々が決定するときに、非常に重大な悪影響を及ぼす極めて大きな問題だというふうに思いますので、これはどこかでぴしっとしていただかなきゃいかぬなというふうに思っておりますから、その点は、どうぞ認識を強く持っていただいて取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

○西岡勝成委員 今回、またこういう違法採取が、天祐がこれだけ大きな問題を起こした中で行われたということは、非常に業界そのものが、もう疑うとずっと前から経常的にやりよったんじゃないかと疑わざるを得ぬような状態ですよ。これだけ問題にされているのに、またぞろ違反するということは、相当やっぱり過去からこういうことが経常的にやられたと疑わざるを得ぬので、残念ですけども、今後、これを防止するためには、もちろん先ほど言われたようないろいろな方法もあると思うんですけども、まず、マニフェスト伝票をつくって、例えば5万トンなら5万トンの採取を認める。5万トンはどこにやったというような、何と申しますか、過去を追っていく。その砂の5万トンを追っていくような体制をつくったらどうかと思うんですね。そうせぬと、仮に違法した物を買っている人もおるわけですから、それをわかりながらですね。そういう人たちも罰するような方向性も、ぜひ検討していただきたいと思いません。

私は、ずっと水産業の魚類養殖もやっておりましたので、海のことにはわかっているつもりですけども、改めて先生方にも海の中の砂地の重要性というのをここでちょっとお話ししたいと思うんですけども、昔は、タイ

の養殖は、みんな天然の種苗をとっておりまして、人工ふ化の技術がなかったのです。今は、もう完全養殖になって、天然の種苗はとれませんけれども、昭和40年代から50年代の初めは天然種苗です。その天然種苗はどの辺におるかというのと、大体芦北とか、水俣とか、砂地にいるんですね、砂地。

私は、福岡の姪浜とか箱崎、あの辺まで何十万匹というタイの稚魚を買いにいきまして、それも全部砂地です。砂地のところに稚魚期はおるんですね。そういう砂地がなくなると、例えばクルマエビの放流をやっても、ヒラメの放流をやっても、マダイの放流をやっても、結局は何にもならぬような状況になって、やっぱりそこが住みやすい、生息して大きくなっていく過程の中で重要なポイントだと思うんですね。

そういう中で、例えば骨材も必要でしょうけれども、アサリの生息にしても、やっぱり砂地というのは非常に大事な面があるので、先ほど次期計画の方向性を示していただきましたけれども、やっぱり水産振興ということにウエートをずっと置いてこの計画をやっぱりつくらぬと、来年は豊かな海づくり大会もありますけれども、片一方じゃ砂をこうやって違法でばんばんとってやりながら、何が豊かな海づくり大会かと私は思うんですね。

そういう意味で、やっぱりこの次期計画を、ぜひ水産振興というウエートを置いてやってほしいし、この前も申しましたけれども、そういう意味でも、やっぱり水産振興課が、もうちょっと海砂利採取の中での権限と申しますか、そういうものを持たせた上で、連携をとりながらやっていく必要があると思っておりますので、ぜひよろしくお申し上げたいと思います。

そこで、水産振興課長に聞きたいんですけども、私が言いました稚魚期の生息に砂地の重要性というのは私は学者じゃありませんので、よくはわかりませんが、経験か

らだけの話ですが、どういう役目を果たすのか。

○平岡水産振興課長 先ほど先生が言われたように、確かに、その小さい時期に、貝もそうですけれども、砂場、それから藻場等に小さな魚というのは生息しております、特に砂地のところの底生生物を餌にしたりとか、藻場もそうですけれども、藻場につく小さな生物をとって、それで成長していく、または隠れ家にもなるということで、砂場につきましては、藻場と同様に重要なところだというふうに思います。

○西岡勝成委員 そういう中で、有明海、八代海の要するに水産の水揚げ高が、ずっと——いろいろな問題があると思いますよ。それはいろいろなほかの環境の問題もあるだろうし、とる側の問題もあるかもしれぬけれども、ずっと右肩下がりで落ちてきている現状を見ると、やっぱり——ただ、漁協あたりも種苗を買ってもらって放流はやっておりますけれども、やっぱりそこに住むような状況を変えていきよったんじゃ、なかなか成果というのも上がらぬと思うんですけれども、現在、大体何万匹ぐらい放流しているんですか。タイとか、ヒラメとか、クルマエビとか。

○平岡水産振興課長 マダイにつきましては、年間に160万尾放流しております。それから、ヒラメにつきましては、70万尾放流しております。それから、クルマエビにつきましては、有明海の沿岸4県で約700万尾程度放流をしております、そのうち本県が……（中村博生委員長「わかりますか」と呼ぶ）はい。（西岡勝成委員「大体でいいですけど」と呼ぶ）500万尾。

○西岡勝成委員 それだけいろいろな尾数、

金もかけて放流しよるわけですから、ぜひ、この砂の採取のほうも新しい計画の方向性を今示していただきましたけれども、そういう水産・漁業振興というものを前提にやっていただきたいと思います。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 確認ですけれども、違法採取というんですけれども、最終的にその違法採取をされたその数量というのは、何の根拠でその数字がそれはわかっているのかという、それを単純に聞きたいと思います。本人の申告なのか、とって売った伝票なのか。

先ほど、西岡先生から、マニフェストという形があったけれども、ああいうのだったらわかるんですけれども、実際にとる分は二重帳簿で、これだけとったというのは、それはつくった数字で、実際には違法採取はこれだけありましたという数字のその根拠というのは、それは何ですか。何で出しているんです、そういうのは。

○奥菌産業支援課長 海上保安庁のほうで立件をしております。一応教えてもらうように申し入れはしたんですけれども、捜査上の秘密ということで、まだ立件もされていないということで、明らかにはしていただいております。ただ、想定いたしますと、二重帳簿あたりをつくっておりますから、その帳簿から逆算して数量をある程度特定することは可能だというふうに思います。

○城下広作委員 だから、我々根拠も何もわからぬで、それがその数字が幾らとかなんとかで論じることが大体普通おかしいんですよ。根拠もない数字でどうだこうだという話をしとって、逆に言えばそこぐらいちゃんとしっかり押さえとかないと、本当にそういう細かく幾らなんだこうだと小さい数字でやっ

とるのに、とった数字の根拠すら知らされとらぬとか、ようわからぬとかという話で、どうだこうだという話自体がちょっとかなり厳しい話で、その辺は本当に数字的にしっかり数字を教えてもらって、それがどのくらい影響するか云々かんぬんと考えとかなないと、何か空論で話をしているみたいな感じで、そもそも論じゃないかなと私は思いますけどね。

○奥菌産業支援課長 大変申しわけございません。

今、書類等については、検察のほうに押収されておりまして、すぐにも確認したいわけでございますけれども、現時点ではございません。戻りまして、直ちに私どものほうも調査に入りたいと思っております。

それから、その数量につきましては、業者のほうは大体その容疑を全面的に認めておりますので、現在発表されておりますものにおおむね近い数字と言いましょいか、要するにはっきりしてない部分はございますけれども、おおむねの容疑は認めているという状況でございます。

○城下広作委員 やっぱりそうやって最初から違法採取をしようとする人は、どのくらいとろうという数字を把握してとる人はいないと思います。とにかくとれるだけとってみようと、結果的にそれがどれくらいだったんだと、後で回想して幾らというふうになると思うから、やっぱり本当に防ぐとすれば、それがどのくらい実際とるといふ、やっぱりちゃんとしたマニフェストとかそういうことでやらないと、これは無理です、数字をつかむなんていうのは。それはもう大体どのくらいとってというのは細かくわかるのは無理だから、本当に厳しくするんだったら、そこからやっぱり何かかからないと、今後違法採取がどうだこうだと論議するとき、その方法をやっぱりしっかり考えてからじゃないと、数

字の目標とかなんとかというのは、これは私はその数字自体が意味がないような形になると思いますので、そこは今後の対策でしっかり考えていただきたいと思います。

以上です。

○奥菌産業支援課長 先生がおっしゃるとおりだと思っております。そこに業者のほうも、海の底のところだから、その日どれぐらいとれるかどうか、正直言うとわからないと。掘ってみて、ああきょうはこれだけとれたんだなというのが今の実態でございます。そこが、先生おっしゃるように不明確な部分でございます。

現在、天祐については、特別監視をしておるといふところでございますが、まさにその、まず自分のとる量がどれだけだということ把握することから始まるというふうになっておりまして、現在やっておりますのは、計画採取。まずは、どれくらいとるのか、それからどれだけとったのか、どれだけ納めたのか、それぞれにガラス張りにして、その計画を出させて、それをカメラ等の機械によって検証すると、そういう形で再構築をしております。

ただ、今回、天祐だけそれをやっておりましたものですから、今回の事件につきましては捕まえられませんでしたけれども、今後、そういうようなところも含めて、先生がおっしゃったような精神でやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○福田環境立県推進課長 済みません。今御意見いただいたことにつきまして、私ども環境立県推進課も計画を所管してはおりますけれども、この計画を本当に実効性あるものとするためには、今御指摘いただきましたよう

な違法採取を起こさないということ、これが極めて重要だと思っております。許認可の担当課と一緒に、今現状でどういった方策でやっていくかということを検討させていただいておりますので、御意見も踏まえまして、しっかりとした対策を検討してまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○山口ゆたか委員 この別紙の2枚目に沿ってちょっと話させていただきたいんですが、今覆砂でおおよそ20万立米、22年から、23万、16万、20万と覆砂に利用されておりますけれども、次の次期計画の方向性ということで、削減の方向性を維持とありますが、実際皆さんが今まで計画しとるこの海砂利の削減計画も本年度が18万7,000ということで、どう理解しとけばいいのかなと、もう一回基本的に教えてほしいなと思うんですけども。削減の方向性を維持しつつ、しかし、覆砂には県外産も含めて20万、そしてまた、航路しゅんせつとか、そういった泥も含めて20万以上必要だということなんですけれども、それで削減というのはなかなかちょっと理解できないところなので、そのあたりを全体的にちょっともう一回説明していただければ。

○福田環境立県推進課長 この覆砂事業につきましては、16年2月にいただきました御提言、これは先ほど申し上げました県営の作濤事業により発生する土砂などがございます。御提言の中で、こういった作濤、しゅんせつで発生する良質な砂については、購入砂に優先して活用するよというよいう御提言がございました。

このために、県営で行っております作濤事業の土砂というものを覆砂事業に優先的に活用してきたところございまして、それに不足する分、その部分が民間の採取による購入砂ということで考えております。

おっしゃいますように、今現在の採取限度

量が18万7,000立米に対して20万立米あるではないかといった御意見かと思ひますけれども、実際に購入砂として購入する必要がある民間の採取の砂というのは、そこまでの量にはなっていないという状況であると考えております。

○山口ゆたか委員 そのあたりは全体としては理解しとる中で、なかなか今の説明とは、この計画の削減量の推移等からは読み解くことができないんですよね。もうちょっとより明確性というか、具体性がどうなのかというのはなかなか読みづらいので、例えば新たにこういった特別委員会に入ってきて説明を聞いたとしても、理解するまでに私もかなり時間がかかりましたし、そういった状況であるなら、もうちょっと明確にいろんな規定をしていいのかなという気がせぬでもないです。

それと、確かにいろんな兼ね合いがあると思ひますが、やはり運搬料等々を含めると、県外から砂を購入するというのはすごく高価になってくるだろうと。例えば、今後、覆砂、それはもう作濤や航路しゅんせつ、そして、覆砂に必要な分の採取を県内だけに特化してやるという方向を決めたにしても、細骨材としての利用も、こっこの次ページのほうを見ると、やはり県内の海砂というのは、おおよそ50万弱ですか、必要だということもありますので、今の計画のこの図をもとに次期計画を表現するというのはなかなか厳しいんじゃないかなと思うんですよね。もう一回そのあたりを我々も審議せないかぬでしょうし、確かに皆さんの今まであった質問の疑念あたりもある程度払拭できるような明確なものをつくるべきだろうなというふうには私に考えますけれども、委員長にそれは願ひしておきます。

○中村博生委員長 今、山口委員からありましたけれども、もうちょっと詳細にわたると

どうか、詳しいあれが必要じゃないかという意見です。次期計画においては、特にその辺は重要な部分であろうと思いますし、いろいろ御意見も出ましたけれども、今回の違法採取ですね。私の地元で発生しておりますし、大変……（「心苦しい」と呼ぶ者あり）重要な事件でもございますし、業者も4～5社しかいないような状況で、水産振興を基本理念として次期計画も策定されると思いますけれども、今山口委員も言われました、そういった部分もやっぱりわかりやすく委員会にも出していただければ、委員会としても、協力とどうか、一緒になってできるような形ができるんじゃないかかと思っておりますので、今の意見も重視していただいて、まだいろんな問題点もあるかと思っておりますので、その辺は、しっかりしたせっかく——ある意味今回の違法採取の件で、次期計画がよりよい計画になるような気がします。これを反省反省ばかりしとつてもだめですから、いろんな部分で監視体制を強化するとかじゃなくて、それも必要なんですが、やっぱり業者の認識だと思っておりますね。自分たちはこうなんだという認識を持たせること、そういったこともやっておられるかと思っておりますけれども、採取業者も必要なわけですから、県内にとってはですね。覆砂もせなならぬ、いろんな部分でもありますから、その辺も頭に入れて次期計画の策定に当たっていただければと思いますので…。

○鬼海洋一委員 いいですか、まず、その前に。今の委員長の発言をお聞きして、もう少し私なりに補足をしなきゃいかぬなというふうに思いました。

先ほど話がありますように、西岡先生のほうからもお話がありました、これはもともとこの削減計画はどこから始まったかという、つまり有明海やあるいは八代海がこのままでは瀕死の重症を負うと、水産振興

の面から非常に大きなそういう環境を悪化するファクターがこの砂の採取にあるというようなさまざまな検討結果を受けて、この削減計画が実際5年前に立てられて、一遍に影響を——それぞれの業者の方々もいらっしゃるわけですから、そこに一挙に負担をかけるわけにはいかないから、徐々にやっていこうということから5%の削減計画を立ててきたわけですね。

ですから、その意味では、これまでの経過についてお互いにそういう状況の中で展開されてきたという認識を、まず、この委員会は環境対策特別委員会ですから、海の再生、それから保全、こういうものを考えてやってきたという認識を、まず確立すべきではないかというふうに思います。

そして、その上で、部分的に出てきている違法採取、これをどういうぐあいに取り締まっていくかというのがもちろんありますけれども、しかし、本質というのは、そういう思いの中で次なる削減をどうしていくかということが課題ですから、その辺を一遍認識をいただいて、そういう方向性のもとに次なる計画を立てていただきたいということを改めて申し上げておきたいというふうに思います。

○谷崎環境生活部長 今いろいろと御意見をいただいております。今、鬼海委員のほうからもお話がありましたけれども、この海砂利採取削減計画なるものについては、歴史的な経過からしても、平成12年の非常に赤潮等による海の異変が起こっているという状況に対して危機的な思いを抱かれた県議会のほうからも、甚大な漁業被害に対して何らかの形で八代海、有明海を再生しなきゃいけないという取り組みの中から始まったというふうに私どもも認識しております。

そういう中で、県議会と私ども、ともになって国に対しても働きかけをし、平成14年には特措法ができ、そして16年には議会からの

提言をいただいたという状況でございます。そういった歴史的な経緯を踏まえまして、我々としては、そういう思い、取り組みとこのを決して忘れちゃいかぬなということで、肝に銘じて今回の新たな削減計画に取りかかっているところでございます。

先ほど山口先生のほうからもお話がありましたけれども、もう少し具体的な話でないとなかなかわかりづらいんじゃないかという御指摘は、もうごもっともだと思います。

今回の中で、どこまでこの特別委員会の中にお示しをしようかなということいろいろと考えました。まずは、その削減計画をつくるということ、そしてまた、その方向性について、ポイントとなる部分をお示しして、御理解を賜りたいなというところでやっております。

これは、これまでの提言を踏まえて、海砂利を中長期的には縮小の方向でということで御提言をいただいておりますので、その方向を踏まえて、今回も一応その削減の方向については維持するというところで出しております。

それと、先ほどからいろいろ御指摘もいただいております監視体制の問題ですが、絵を幾らつくっても、計画を幾らつくっても、それが守られなければ意味がないわけですので、この監視体制についても、強化をするという意味では、再度見直しをした上で、そのあたりもきちっと今回の計画の中には書きとめなきゃいけないだろうなと思っております。

それで、非常にわかりづらいという部分に対しましては、方向性だけを示しているものですから、非常に今回申しわけないんですが、そういうのがわかりづらかった部分があるかと思っております。

それから、骨材関係につきましては、確かにこの目的の中には今回入れない方向で考えているということをお示しをしているところ

でございます。先ほど産業支援課からも御説明がありました骨材の需給見通し、あるいは現在までの概要についてお話がっております。骨材につきましては、違法の採取がなされたことによりまして、県外産等で100万立米のうちの海砂については県外産、それからその不足分については山砂でということで、そういう業界としてのその対応が今なされておる状況ではあります。

ですから、そこにつきまして、この県外産の海砂の取得というものがどこまで可能なのか、あるいはそれが完全に切れるのかどうかというのは今後の状況ですけれども、県外産の海砂の供給というのは、今後とも一定程度は続けていくのだろうと思っております、そういったものを前提としながら、先ほどの御説明をした次第でございます。

今後、砂利採取の削減につきまして、一定程度の削減の方向というふうに申し上げました。そうであれば全くとらないのが一番いいんじゃないかという御発言も覚悟しておりました。

ただ、御理解を賜りまして、水産振興という観点からいけば、先ほど西岡先生からも話がありましたように、やっぱり砂というのはどうしても海域にとっては主要な部分だということになりますと、漁民の皆さん方のことを考えれば、やっぱりある程度の砂というのは覆砂としては必要だということで、水産資源の回復に係る漁業振興というのを考える上では覆砂というのはぜひとも必要だということで、縮減の方向にありながらも、覆砂については御理解を賜りたいということで考えたところでございます。

今、それぞれの委員の皆様方からの、この海域に対する熱い思いというのを語っていただきましたし、我々としては、それをもう本当に真摯に受けとめて、新たな計画の中でも、そのあたりの方向性に沿って、御意見を賜ったことを改めてしっかりと受けとめて策

定してまいりたいと考えております。引き続き、御助言、御協力をお願いしたいと思います。

総括的な話には非常に雑駁ではございますけれども、今御意見を賜りましたことに対して、個別にちょっとお話をさせていただきました。また御意見がありましたら、またお答えさせていただきます。

○山口ゆたか委員 骨材は今度は省こうという話をちょっと——それはいいのかなと思うんですけどね。じゃあ、例えば骨材をこの計画から省くことによって、どれだけ規制が——方向性は示すことはできるにしても、規制の対象となるものがなくなりますよね。漁業振興は、それはせないかぬ。鬼海先生が言われた海域の環境も守りたいというのは私も思うんですけども、じゃあ、より現実的なものって何かという話になってくるんですけどね。

まだまだ皆さん、行政でできることはたくさんあると思って、例えば今採取の許可を出すときに、これは水産振興課なんですかね。漁業調整規則によって、採取には、岩礁破碎の許可の申請書とか、採取の計画とか、位置とか、区域とか、そういったことを申請書と一緒に出して言ってますよね。そういったことも実はある程度管理していかないと、例えば、これは漁業者から聞いたことですが、そこが砂地の海域であるということにはわかったにしても、漁をすれば、そこにどれだけの砂があつて、その砂がどれだけ覆砂に適しておるかなんてわからないというわけですよね。それを、例えば皆さんが決める規則によって漁業組合とか採取業者に任せておつて、それで違法性が出たらだめですよなんて言うのは、ちょっといまいち——行政としての対応を、もうちょっと管理者としての対応をもうちょっと自分たちで調べられるというか、自分たちで対処できることを本当

にふやさぬと、本意に海域環境は守れないとも思いますし、もう一回この規制についても規則についても見直すべきだなと私は思うんですよね。

そういったことも含めて、でも、細骨材をこの計画から排除するというのも何かしっくり腑に落ちませんし、だったら、もう県内でコンクリート等に必要なものとか建設業に必要なものというのは全部県外から入ってくるということになって、工事費の高騰とかも考えられますけれども、何かよりもうちょっとしっかりとした——計画は来年度から決めないかぬという時間的に切迫してきているのはわかるんですが、もうちょっとちゃんとした視点において取りまとめる必要があるんじゃないかなと思って、何か今の答弁じゃ腑に落ちぬところがあるとですけどもね。

○高野洋介委員 関連してお話しさせていただきますけれども、私も当然海域は守らないかぬというのは十分思っておりますし、それに対して異論は全くございませんけれども、コンクリート出身の人間として、いろいろと言わせていただきますけれども、コンクリートは海を守っているんですよ。海岸を守ったり、テトラポットをしたり。それが県外産になると、コンクリート業界にとって、それぞれの生コン業者にとって、どういった影響があるか、御存じの人、手を挙げてもらっているんですか。いろんな影響があるんですよ。

例えば、骨材を1つ変えますよね。骨材を1つ変えたときに、どのくらいかかると思われますか。申請とか、試験練りとか、1年かかるんですよ。夏用、冬用、標準用。だから、そういったところを皆さん方がちゃんと理解をした上で、骨材のやつをとらないようにしますよと言うんだったらわかるんですけども、コンクリート業界は誰も知らないんですよ、こういうこと。きちんと関係する団体には説明をして意見をもらつたかないと、上か

らぼんと、もう県外産しかだめですよということになったら、いろんな影響がありますよ。

そういったことを踏まえて、土木も農林もいるんですから、そこをちゃんと検討した上で委員会に出してもらわないと、困りますよ、民間の方々は。どうお感じですか。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

先ほど、骨材の実態調査につきましては、産業支援課のほうからお話がありましたけれども、平成22年度の需給状況で見ますと、骨材用として約100万立方メートルが使われております。そのうち、例年、いわゆる県内産の割合は、大体約5万立方メートルということで、大体5%ということで、率的には低い状況でございます。

それと、県内でとられております海砂は、八代海におきまして作濤目的で採取されたものでございます。それが販売されているということで、今回の新しい削減計画におきましても、このような漁業振興目的で採取した砂の建設資材としての利用は認める方向で検討しております。

したがって、基本的には枠組みが変わらなければ、現状どおり骨材として利用できる可能性が高いというふうを考えております。したがって、そういう点では影響は大きくないのかなというふうには考えております。

○高野洋介委員 それは十分わかっているんです。だから私が言っているのは、来年、再来年の話じゃなくて、中長期的な話をしているわけであって、そういうどンドンどンドン削っていったら、いつかは県内産がとれなくなるというような状況が来ると思うんですけれども、そういった中長期的なことを考えて言っているわけであって、そういったところ

を丁寧にそれぞれの団体に状況を説明していかないと、将来の会社の運営自体が私は非常に困るところもあると思うので、そういうところを言っているのでありますので、来年、再来年の話をしているわけじゃないんですよ。

だから、来年になってからでもいいので、いろいろ組合があるじゃないですか。そういったところに皆さん方から出向いて、それぞれの関係者の方々に丁寧な説明と御意見をいただいた上で、この計画には少しでも反映できるようにしていただきたいということを思っております。

○西田土木技術管理課長 今後、この削減計画の具体化に向けましては、多分関係業界との調整というか、意見交換なんかもなされると思いますので、その辺も含めて検討してまいります。

○中村博生委員長 まだそういうあれはしてないんですか、関係業者というのかな。

○福田環境立県推進課長 漁協の皆さんからの要望を伺った際ですとか、そういった形で御意見は個別には伺っているところはございますけれども、こういった方向性については、まだ固めておりませんでしたので、こういった方向性についていかがかという形での関係団体の皆さんへの御意見を伺う機会というのは、これから関係各課で持っていきたいと考えております。

○中村博生委員長 港湾課長お見えですけども、サンドコンパクション関係の砂が要るごつなるですよ。そういうときは、どういった対応すつと。

○松永港湾課長 港湾課でございますけれども、確かに委員長御指摘のとおり、今現在は

やっておりますけれども、八代港の大築島南地区というところで土砂処分のための工事が計画されています。その計画の中でサンドコンパクションの工法を導入する計画になっておりますけれども、現時点では今休止している状況です。再開になれば、そういうふうな砂の必要性が出てくるんですけども、今いろいろ技術管理課からも説明がありましたように、現時点での供給体制が継続していけば、特に大きな問題はないのかなというふうに考えております。

○中村博生委員長 現時点では中止しとるけれども、近い将来的には、もうどうせ工事にかかるわけでしょう。来年度から、また年々減らすわけだけん、そういったときには、部長、緊急的にどういう対応かなんかできると。もう県外だけになってしまいませんか。

○谷崎環境生活部長 サンドコンパクションそのものについては、今港湾課長のほうから話がありましたように、今のところ工事箇所についての修正の部分は出ておりませんが、今後必要性に応じてということはあると思いますが、出回っておる海砂の利用ということになってくると思います。

サンドコンパクションそのものは、海底の地盤強化ということで扱われるものですので、県内産、県外産ということでの違いでその違いが出てくるかどうかというのは、ちょっと私は技術的なものではありませんけれども、ですから、いずれにしても先ほど港湾課長が言いましたように、現在の供給がなされている状況であれば、そういったサンドコンパクションに対する対応もできるというふうなことところだと思います。

○山口ゆたか委員 1個だけ確認させてください。

ならば、次期計画の方向性というのは、漁

業振興を目的とした海砂利採取、これはもう覆砂にとるとか、航路しゅんせつ用にとか、作濡からとるといいうのも含めて、これだけを明記して削減の方向でやるということで理解しとってよろしいですか。

○福田環境立県推進課長 そういった方向で検討しております。

○山口ゆたか委員 その他という書き方は、今までの計画で言えば、その他という書き方はしないということですね。ほかの利用のやつは、どれだけでもそれは規定を決めないんですからとれる可能性があるということですよ。例えば、細骨材とか、骨材に必要なものというのは、明記しないんだとらとれる可能性があるということになるんですよ、どれだけでも。

○福田環境立県推進課長 採取を認めるものが、ここの計画に規定しているものということになりますので、規定していないものは認められないということになります。

○山口ゆたか委員 もうほとんど県外ということですね。

○谷崎環境生活部長 今、山口委員のほうからもお話がありました。じゃあ、ほとんど県外かということですが、一方では、この作濡から来る副産物の利用というのは一方ではあるとは思いますが。それはできるだけ覆砂に利用していただくというのは大事ですけども、それで、覆砂利用の後については骨材の利用も可能になるのかなということで、先ほどもこちらのほうからもお答えした内容ですが、そのような利用も一応想定はできるのではないかなと思っております。

○中村博生委員長 確認ですけれども、24年

度18万7,000立米でしょう、概要が。その他が8万1,400立米で、次期計画は、この8万1,400がなくなるということかな。

○谷崎環境生活部長 今24年度をベースにするとすれば、3万2,500の覆砂分と、それから、その他の8万1,400、これを足し合わせたもの、これを覆砂ということで考えるということでございます。

○中村博生委員長 丸々覆砂という意味。

○谷崎環境生活部長 覆砂目的としての上限として、もし仮にこれをベースとすれば、そういった意味での上限の設定の仕方もあるのではないかと。ですから、その他が丸々なくなって3万2,500の覆砂のみということではなくて……

○中村博生委員長 プラスということ。

○谷崎環境生活部長 はい。ということで、枠として覆砂用という形でのそういう考え方をとれたらということで考えております。

○中村博生委員長 枠として——勘違いしとった。今の説明では、骨材関係が十分間に合いますよという意味合いの説明だったと思うんですが、仮にこういう計画にして不足するような事態が起きた場合は、この覆砂の括弧その他のあつとかな。その辺はどやんですか。

○福田環境立県推進課長 今部長から申し上げましたように、近年、覆砂の量がかかなり大きくなってきておまして、先ほども御説明しましたように、県外産が今7万立米を超える量が必要になってきているという状況がございます。そういった状況を考えてみますと、この覆砂の今までの枠の3万2,500では

到底足りないのではないかとという状況もあります。

この大枠につきましては、議会の御提言、縮小の方向ですので、段階的縮小という方向では考えておりますけれども、その他の枠という部分は、全て覆砂の枠として、漁業振興のための枠という形で現在のところ検討しているところでございます。

それから、八代海で行われております航路しゅんせつ、作濤につきましては、これは漁船の航路を維持すること、あるいは潮通しをよくするためにどうしてもそこにある土砂を取り除かなければならないという面がございます。

そういったところで、そこで土砂をとっていくわけでございますけれども、その結果としては海砂利がとれることとなります。そういった、いわば副産物的に発生するような海砂利については、これは有効活用の観点から使っていただくことは問題ないと私たちは考えております。今その部分が覆砂あるいは骨材などに回っているという状況でございます。

それで、あと、この社会経済情勢が大きく変動したようなときに、そういった骨材の需要量がふえていくといったような状態、あるいはその県外産の海砂利などの供給状況に大きな変化があったような場合、基本的には、私どもは、この特措法と議会の御提言を踏まえれば、それは何らかの形で県外産の海砂利になるかもしれませんし、代替材を有効活用する方向では検討したいと思っておりますけれども、やはりどうしても県内産の海砂利がそういった状況変化に応じて必要ということになれば、それは議会とも御相談しながら見直しをしていくということで、見直しの規定は今度の計画の中にも置いていきたいというふうに考えているところでございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 ちょっと関連していいですか。

荒瀬ダムが今開門をして放流をやっておりますが、我々も撤去の提言をプロジェクトチームでした人間として、もうあれから随分日にちもたっていますので、放流し始めてからですね。撤去まで行っておりませんが、そういういい環境状態というのは、12年に大赤潮が発生して、そのことも一つの大きなきっかけとなって我々も提言をした経緯があるんですけども、今の状況の中で、河川海域、また河口周辺の海域における漁民の人たちや河川や海の漁民の人たちの反響というのかな、実態的なものは何か把握されている部分がありますか。

○福原工務課長 企業局工務課です。

荒瀬ダムの撤去に当たっては、企業局では、撤去工事に万全を期すためとか、生物多様性回復の観点から、下流の遙拝から上流の瀬戸石ダムの範囲で環境モニタリングを行っております。ただ、遙拝から下流につきましては、調査区域における最下流の地点におきまして水質等の異常が見られた場合には、さらに下流まで調査をすることも検討するなど、必要に応じて見直すこととしているところです。

ところで、現在の状況ですが、平成22年4月に荒瀬ダムゲートを開放しましたが、ゲート開放後の水質としましては、モニタリング調査の結果、pHそれからBODについて、いずれの地点も環境基準の河川A類型をおおむね満たしております、ゲート開放前と比較しますと、安定した水質結果が得られている状況でございます。

また、平成24年9月には、荒瀬ダム本体撤去工事に着手しましたが、これもおおむね安定した良好な水質を保っている状況でございます。ただ、濁りにつきましては、下流に汚

濁防止膜を設置しまして、濁水を捕捉しております。このことにつきましては、漁協等の関係者からも、かなり効果が上がっているという声を聞いております。

また、遙拝より下流につきましては、現在、国や県が調査を行っております、お互いに調査したデータなどの情報交換を行っております、現在のところ大きな変化が生じたという話は聞いておりません。さらに、河口域につきまして、干潟の調査とか、カニやハゼ等の生物の調査などにつきまして、熊本大学とか九州大学の研究グループのほうで調査を行っております。

これらの調査の中で行われております地域住民のヒアリングによりますと、ゲート開放後の現在においては、砂地を好む生物種やこれまで減少していた生物種の増加が見られ、全体的に生物種、生物量ともに増加傾向にあると。具体的には、アサリだとかハマグリなどの漁獲量がふえているという意見が伝えられているということを聞いております。

今後、企業局としましても、同グループと情報交換等を行いながら、河口域などの状況については注意していきたいというふうを考えております。

以上です。

○西岡勝成委員 河川からの、要するにダムで受けとめた砂利とか砂が最終的に海に流れ込むということは、非常に私はいいい結果になっていくのだろうと期待もするんですけども、そういう兆候が少しでも見えて、河川から砂利や砂が海域に流れ込むということは非常に期待もしますので、ぜひ、今後とも調査をしながら、やっぱり水産課も一緒になって経過を報告いただきたいと思います。

○城下広作委員 荒瀬ダムは、ダム湖にある砂は大体どのくらいあるというふうに見えますか。わかりますか、砂利、砂、ダム湖に

堆積している量は大体どのくらいということ、目安として。

○福原工務課長 平成18年の3月時点で、荒瀬ダムの土砂等の撤去について基本方針をまとめているんですけども、そのときに砂れきが約70万立方メートルございました。

○城下広作委員 その70万は覆砂とか骨材に使うということで、その削減計画とは何ら関係ない、別の量として考えていいんでしょう。

○福原工務課長 ここに堆積している砂れきにつきましては、ダムの撤去前に5万立方メートル、それから、撤去している途中までにまたさらに5万立方メートルとることによって急激な土砂の下流への流出等を防ぐということは今考えているところなんですけれども、残りの砂につきましては、自然流下をすることによって河川環境等の回復につなげていきたいというふうに考えているところです。

○城下広作委員 じゃあ、主流は自然流下でやっていくということなんです。まあ、それがいいなら、それはそれで仕方ないですね。それが骨材に回されるというのがあれば、少しは先ほどの削減計画の足しになればなという思いで、ちょっと言ったところでございます。わかりました。

○吉永和世委員 砂利採取業、全国的にいろいろあって、廃止になった地域等もあって、これまでであると思うんですが、今の本県の現状と同じような、そういった歴史があって廃止にもっていったという、多分そういった地域もあるのかなと思うんですが、業者は熊本県で4つと認識しているんですが、この4つというのは間違いないですかね。

○奥菌産業支援課長 現在採取しているのは4社でございます。

○吉永和世委員 4社の中で2社はもう悪いことをやって、結局あと2社しかまともな会社はないという認識で、何という業界なんだという認識なんですけど、こんなことを繰り返す業界だったら、ある意味、もしもう一回悪いことをやったという業者が——業者が変わればいいんですけども、変わる可能性がないような感じなので、もしもう一回こういうことがあったときには、もう砂利採取はゼロにする、廃止するという、そういった方向性を打ち出すような県の覚悟はあるのか、ないのか、そこら辺ぜひちょっとお尋ねしたいんですけども。

○高口新産業振興局長 確かに、瀬戸内海で10年ぐらい前にいろいろ問題を起こしたときには、広島とかについては、一遍にといいますか、廃止という形になりました。

今回、2社が非常に悪質な違反をしたということで、我々も非常にそこは厳しく対応する必要があると思っております。

残り2社につきましても、先ほど産業支援課長がお話をしましたとおり、これからきちりと調査をかけてまいりたいと思っております。その結果によりましては、私どもの基準というか、許認可の基準、あるいは登録取り消しの基準もございますので、かつて天祐海運にやったように、登録取り消しという形の処分もあり得ることかなと思っております。

特に、八代の企業さんについては、小規模な経営をやっておられますので、仮にそういった処分をやれば、相当な確率で廃業ということにならざるを得ない状況もあるのかなと思っておりますが、そこはまずはしっかりと調査をした上で対応を考えるしか現時点では

ないかなと思っております。

○吉永和世委員 他県を事例にするなら、そういった広島とかなんか今言われましたけれども、何回やっても、業者がかわらぬと、同じことを毎回毎回やったってしょうがないじゃないですか。だから、業者をかえるか、もう砂はとらぬか、もうはっきりしたらいいんじゃないですか。悪いことをして存続すること自体がそもそもおかしい話なんですから、かえられるんだったら何も言いませんけれども、かえれない状況の中で同じことを繰り返していくわけですから、これはもう次やったら採取はゼロと、廃止するというぐらいのことを打ち出したほうが、業者もしっかりするんじゃないですか。そこら辺言ったがいいんじゃないですか。

○岩中伸司委員 私も先ほどから聞いてて、非常に、この企業そのものが、先ほど課長の説明でも経営が苦しいからというのをちらっとおっしゃいましたけれども、極端に言えば、そういうことで法に違反することをやるということは許せぬということが大前提にあるんですが、体質として、砂利採取業というのは私は全くわからないんですが、これはもうけが少ない非常に利潤率が低い業界なんですかね、もともと。どなたか御存じですか。利益率が……。

○奥菌産業支援課長 要するに、船さえあれば材料費は要らないわけですから、ある意味で経費的にはおいしいところはあるかと思いますが、現状としては、かなり需要も減っておりますし、とる量も限られておりますので、非常に厳しい経営を現状としてはなさっているというふうには認識しております。

○岩中伸司委員 県内の関係も、わずか4社の中で、もう2社がここでもかなり問題にさ

れてきたんですけれども、現実、双方違反して採取をしているという現状ですので、これはいろいろ取り締まりでは、前回から天祐海運のところから監視体制を強めるとか、この委員会でもたくさん報告をいただきましたけれども、そうやってもなおかつそういう認識ですので、私は、企業の根本的なところの問題があるんじゃないかなというふうなことでちょっとお尋ねしたんですけれどもね。

○奥菌産業支援課長 組合を呼びまして、4社しかございませんので、全部呼びまして、話をさせていただいて、現在、組合としてどういうふうな対応方針をするのかということを知っているところでございます。組合のほうにも、現状置かれている状況は、本当に組合ぐるみでやっているんじゃないかというような眼鏡で見られているんですよということを認識させていただいて、本当に再生するのであれば、そういう環境のもとに、この苦境といたしましうか、逆境を乗り越えるだけの真摯な対応が姿勢が必要ですよということは、我々も一緒になって指導してまいりたいというふうに思っております。

ただ、現状として、まだやって——済みません、前回委員会の中で、まじめにやっているとところもありますと、私申し上げたこともございますけれども、あるということを感じさせていただいて、もう一度再構築させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○早川英明委員 今ずっとそれぞれ先生方の意見を聞いておりましたけれども、違反を取り締まる——私は、先ほど西岡先生がおっしゃいましたように、どうしたら一番いいかというのは、まず、県が主導権を握ることになれば、そのマニフェストといいますか、あるいは伝票といいますか、それを県がつくって、それを業者が県から買って、連番

を打って、どしことりました、あるいはそれをどこに売りましたという、その一連の伝票を県が作成をして、業者にはその伝票をつくらせずに県がその主導権をとって、県がつくった伝票で全部作業をさせていくというような形が、私は皆さん方が一番把握できるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、とって売るのは、きょうとったやつを、すぐきょう売れるということはありません。だから、その誤差はありますけれども、それを1カ月あるいは2カ月、あるいは半年、1年という形で、とった量、売った量、それをチェックしていくというような形をして、そういうマニフェストをつくられたら、おたくたち県は、一番把握が——一番手っとり早いなど、私はそんな気がいたしますが、いかがでしょうかね。

○奥菌産業支援課長 天祐海運のときにも、なるだけガラス張りにすると。最初の採掘のときから、計画のときから、採掘のとき、それから納品のところまで、できるだけガラス張りにするというのが必要だというふうに思って今やっているところでございます。まさに、先生がおっしゃるとおりでございます。

マニフェスト制度につきましては、この砂の形態としては、例えばブレンドをして製品をつくったりいたしますので、完璧なものはこちらちょっと難しいとは思っております、かなり技術的にですね。

ただ、今回、例えば覆砂事業に着目して逆に許認可をするということになりますと、例えば発注業者がいます。さらに、それを請け負って、それを砂の販売業者に頼んで、砂の販売業者が採取業者に砂をとらせると。こういう複数のものが介在するような形になりますので、その部分はやっぱりきっちり把握しなきゃいけないという観点から、例えば事業者のほうが発注条件に報告義務をつけるとか、あるいは申請の許認可に対しまして発

注証明書みたいなものも添付させるとか、そういうような技術的なこと、検討は何ら必要だと思っておりますので、そういうことを踏まえて、今回の申請の体系の構築をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○早川英明委員 当然わかります。そこはもうぴしゃっと10とって10流したということは、それはわからぬでもわかります。それはもうそれとして、ただ、その伝票を業者さんが自分で作成するんじゃないくして、伝票そのものを県がつくったやつを業者さんに買わせるというふうな形で、そういう形をすれば、私は、なお正確に行くんじゃないかなというふうな気がします。

○中村博生委員長 その辺の徹底は、今後の計画に盛り込んでいただけたらと思います。

○高木健次委員 ここでずっと聞いていたら、やはり海砂利の採取業者、非常に悪質業者、有明海に次いで、今回また八代海ということで、後を絶たないというか、このペナルティーがやっぱり非常に甘いんじゃないかなと。

前回の不法採取に対しても、過料、それぞれの不当利益、この辺も分割したり、そして3,500万、何億という金を何年払ったら完済できるのかなという心配もありますし、最終的には取れぬだったんじゃないかなというところに行き着くのかなと。

といいますのも、先般、農家の方から、廃ビニールを、ちょっと3キロ程度といいますから、肥取りてわかるですね。肥取り1杯土手に上がったのをちょっと燃やしたと。それにパトカーが来て検挙されたと、摘発されたと。そして、罰金が1カ月か2カ月で10万円来たのと、農家の方から。非常に農家の方も、

それはいろいろ環境保全とか対策には気使っておられるけれども、たまたまそこにあつたら、雨が降るからといって2キロか3キロ燃やしたところ摘発されて、1カ月か2カ月かからないうちに罰金が10万来た。裁判所に納めた。

そういうことからすると、非常に何か行政も——これは、県警のほうはきょうは交通課しか出ておられないけれども、生安課のほうかな。農家の非常にそういう方、何というか、弱い方には厳しくて、業者の、こういう悪質で、それこそ何億ももうかって金を払わないようなところには、非常に何か手ぬるいような感じがするんですね。

だから、その辺はしっかり——今回のまた摘発業者にも、前回並みのようなペナルティーのつけ方とか、右に倣えじゃなくして、やっぱりここではしつと吉永委員が言われたように、何らかのやっぱり違う形の罰則あたり、あるいはペナルティーを与えないと、非常に何回も同じことじゃないかなという気がします。

また、農家のいろいろな焼却とかそういうのは、ちょっと後でその他のところでちょっと聞こうかなと。農林部長も見えていますからお願いしますけれども、いかがですか、その辺は。前回並みのまた同じような処分じゃ、ちょっと手ぬるいんじゃないかと思うんですけれどもね。

○奥菌産業支援課長 処分につきましては、起こした経緯とか、量とか、あるいは初犯であるかどうかとか、そういったような形で客観的な罪状というのを見まして、適切に厳正に対処させていただきたいと思います。

○高木健次委員 しっかりやってください。

○中村博生委員長 先ほど吉永委員からもありましたが、この時点では言えないか

と思いますが、本当に業者の自覚、認識の問題だと思いますので、その辺は徹底して指導をしていただきたいというふうに思います。

なければ、次に進みたいと思います。

地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、その他に移ります。何かありませんか。

○高木健次委員 今ちょっとさっきお話ししたことですけれども、農家が、廃ビニールとか廃プラスチック、これは焼却したらいかぬということは、これは農家の方もわかっておると思うんですね。ただし、やっぱり悪気があつてするわけじゃないという話だけれども、話を聞くと非常にかわいそうな感じがするんですね。悪質業者には厳しくて何か農家の弱い者の立場に対しては、すごく罰金かけて取り上げて、農家は、やっぱり一所懸命——気持ちもわかるんですよ。ただ、しかし、それは環境保全とか一人一人の意識改革につながることでわかるけれども、非常に最近農家に対する何か関係で、不法投棄は農家はないと思うんですけれども、不法焼却とかそういうことの取り締まりというのは非常に厳しくなっているという話を聞きますけれども、県警を含めて、そういう今の状況、何かわかれば……。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課長ですけれども、県警のほうで取り締まりが厳しくなっているのかということですが、特段そういう話で我々が聞いているわけではございません。ただ、少なくとも現認した以上は、それは基本的にはやっぱり違反ですので、きちんとやっぱり取り締まるといのが筋だろうと思っております。

確かに、それはいろいろ御意見もあろうかと思いますが、まずは法律を守ってい

ただくということが必要かと思っておりますので、極力、そういう形について、ないようにとということで、再度いろんな啓発も今後とも進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高木健次委員 よくわかりますよね。それは、農家も燃やしちゃいけないものを燃やしたらやっぱり違反だということはわかるけれども、どうもやっぱりさっきから話を聞いていると、そういう悪徳業者との整合性が何かこうないような感じがしてね、農家はちょっと燃やただけで、もう罰金10万すぐ取られたという感じだから、その辺は、そういうところがいかないように、県警のほうは、きょうは交通課ですけども、生安課のほうも、よければこういう環境関係ですから、今からは、この会議にも生安関係も出てこられたら、環境対策にもつながるのかなというふうに思っておりますが、廃棄物対策課長、ちょっとその辺は農家も悪気があってしよるわけじゃない、これは。だから、その辺は、ある程度大目というわけじゃないけれども、しっかりと啓発をやって、こういうことがないようにお願いしたいと思えます。

以上です。

○中村博生委員長 県警から何かございますか。

○飯田交通部参事官 私は、交通課ですので、生安の関係であります。特別、そういった農家を特別にしたと、そういう話も聞いておりませんし、特にそういった廃棄物取り締まりを強化しようと、そういう動きはありません。

先ほど、廃棄物対策課長からありましたように、やはり現認した以上は、これはもう法律でございますので、そういった粛々と手続にのっとりという形になろうかと思いま

す。

○高木健次委員 あれはもう交通パトロールはやるんですね、パトカーが。交通パトロールはやってますよね。そういうパトカーの警官でも、摘発というか、できるわけですね。

○飯田交通部参事官 そうですね。交通がどこに視点を置いてパトロールをしとるかという部分は、ちょっと違う部分があるかと思いますが、確かに警察官であれば、目の前でそういう事案があつとれば、やはり交通であれ、刑事であれ、やはり手続的な部分はやるんだらうというふうに思います。

○高木健次委員 その辺は、よくわかります。だから、まあよければですよ、ある程度、きょうは寒かですなど、火に当たりながら、こういうことはやっちゃいけませんよぐらいの——やっぱり年寄りの農家のもう高齢者の方なもんだから、やっぱりそこまでずばっとやられれば、非常にかわいそうだなという感じが——特に私は人情深いもんだから。

○飯田交通部参事官 先生の御意見は、生安部のほうに伝えておきたいと思えます。

○高木健次委員 よろしく申し上げます。

○中村博生委員長 その他で、ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 なければ、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることに御異

議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、第9回環境対策特別委員会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

午前11時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

環境対策特別委員会委員長